

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

情報公開法の施行状況

Q : 情報公開法が施行されてから1年が経ち、開示率等の発表があったそうですが、概要を教えてください。

A : 国税庁の全面開示率は86%で、全省庁の平均56%に比較して突出して高くなっています。

【解説】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）が平成13年4月1日に施行されてから1年が経過し、総務省では、各省庁の開示請求件数等の状況（速報値）をとりまとめ公表しました。

それによると、全省庁での開示請求受付件数は48,650件、開示決定等が行われた件数は45,071件となっています。開示決定等の内訳は、開示決定（部分開示を含む）が39,995件、不開示決定が5,076件で、開示決定のうち全面開示となったのは25,130件です。

また、開示決定等に対する不服申立て件数は全省庁合計で1,342件で、厚生労働省210件、金融庁203件、外務省203件、国税庁109件の順となっています。訴訟件数は14件で、外務省3件、法務省2件、検察庁2件、国土交通省2件の順です。

なお、高額納税者に関する情報公開請求が多くを占める国税庁には19,296件の開示請求があり、18,888件の開示決定等が行われています。そのうち、全面開示が16,283件で全面開示率は86%となっています。全省庁の平均は56%ですから、突出して高い割合となっています。

